

食品表示研修を4回開催します！



平成27年4月1日から食品表示法が施行され、新しい食品表示のルールが策定されました。新しい表示のルールでは、アレルギーの**表示方法等が変更**され、一般消費者向けの加工食品には**栄養成分表示が義務化**されました。

平成32年3月31日までに表示を変更しなければなりません！

隠岐保健所では、以下のとおり食品表示研修を開催します。1回目は基礎的な内容の説明、2回目以降は各食品の一括表示の作成及び栄養成分表示の計算実習を行います。

1 研修内容

	研修名	形式	内容
①	表示基準の基礎説明	講義	表示基準等の基本的な説明。
②	表示作成【菓子】	作成実習	②菓子（パンを含む）、③弁当・総菜、④農水産加工品（塩干物、漬物、味噌など）の一括表示の作成と栄養成分の計算。
③	表示作成【弁当・総菜】	作成実習	
④	表示作成【農水産加工品】	作成実習	

②～④は作成実習のみのため、表示を作成したことがない人や6月の研修を受けていない人は①の研修を受けてから②～④の研修を受けましょう。

2 日程、場所、申込期限

	日程		申込期限
	【島前】	【島後】	
①	平成29年10月3日(火) 14:00～16:00 (受付: 13:30～)	平成29年10月25日(水)	【島前】9月26日 【島後】10月18日
	平成29年11月15日(水) 14:00～16:00 (受付: 13:30～)	平成29年11月13日(月)	【島前】11月8日 【島後】11月6日
③	平成29年12月11日(月) 14:00～16:00 (受付: 13:30～)	平成29年12月14日(木)	【島前】12月4日 【島後】12月7日
	平成30年1月25日(木) 14:00～16:00 (受付: 13:30～)	平成30年1月30日(火)	【島前】1月18日 【島後】1月23日

3 開催場所

【島前】島前集合庁舎第1,2会議室（隠岐郡西ノ島町大字別府56-17）

【島後】隠岐合同庁舎6階大会議室（隠岐郡隠岐の島町港町塩口24）

4 対象者

隠岐保健所管内に事業所を有する食品関連事業者（食品又は添加物の製造業者、加工業者、輸入業者及び販売業者）及び食品表示関係事業者（分析機関、印刷業者等）

5 持参物

筆記用具、電卓（携帯電話の電卓も可）

6 申込方法

申込期限までに以下の連絡先まで電話でご連絡ください。受講申込がない場合は開催しません。

	担当課	電話番号
島前	隠岐保健所 島前保健環境課	08514-7-8121
島後	隠岐保健所 環境衛生課	08512-2-9714

島根県隠岐保健所 環境衛生課・島前保健環境課